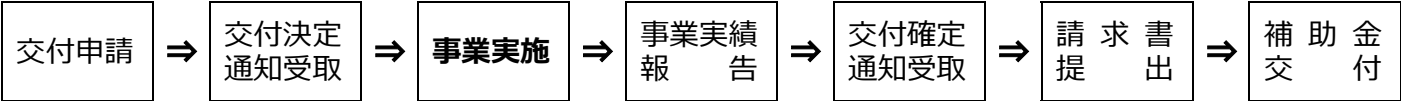


菊川市農林課の補助制度 申請の手引き

こんなときは・・・	補助金名称
地域の耕作放棄地を減らしたい	① 荒廃農地再生・集積促進事業費補助金
新しい作物に挑戦したい	② 菊川市地域特産作物推進事業費補助金
イノシシやハクビシンなどに農作物を荒らされて困っている	③ 有害鳥獣被害防止対策事業費補助金
ジャンボタニシの被害に困っている	④ 菊川市農作物危害生物駆除事業費補助金
茶畑からほかの作物への転換を考えている	⑤ 農地転換費用軽減支援事業費補助金

※ 水田高収益作物生産転作推進事業費補助金は、令和6年度において終了いたしました。

補助金申請の流れ



※④農作物危害生物駆除事業費補助金は申請の流れが異なります。

重要 ①②③⑤は交付決定の連絡が届く前に**事業実施**(作業着手・支払い等)した場合は、補助金の交付を受けることができません。ご注意ください。

補助金申請時の注意事項

- 他の補助制度の対象となっている場合、本補助制度の対象となりません。
- 補助制度は毎年見直しを行いますので、補助内容が変更されることがあります。
- 補助制度は毎年の予算額が決まっています。補助申請をお考えの際は、お早目にご相談ください。
- 補助制度を活用するためには、農地の所有権・利用権が設定されている必要があります。
利用権設定は農業委員会の手続きが必要となりますので、事前に確認してください。
- 補助事業を活用する際は、現状の写真、事業実施中の写真、実施後（機械等の設置後など）の写真が必要となります。
- その他、補助事業の活用をお考えの際は、事前にご相談ください。

問い合わせ	菊川市農林課	菊川市堀之内 6 1（市役所本庁舎 3 階） ☎ 0537-35-0938 FAX 0537-35-2114
-------	--------	---

補助金の種類

No.	補助金名称																					
地域の耕作放棄地を減らしたいときは																						
①	菊川市荒廃農地再生・集積促進事業費補助金																					
【概要】 荒廃農地の再生・農地集積による経営規模拡大を促進するため、荒廃農地を活用し再生作業にかかる事業費補助 総事業費 200 万円未満の事業が対象 【補助対象者】 下記①～⑤のいずれかに該当する者 ①認定農業者 ②認定新規農業者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画の目標地図に位置付けられた者 ⑤市内 50a 以上の農地を耕作している者 【補助率】・再生作業（農地の障害物除去、深耕、整地、土壌改良） 事業費の 1/2 以内 ・施設補完整備（基盤・農道・暗渠整備等）事業費の 1/4 以内 【備考】・県単独事業「荒廃農地再生・集積促進事業費補助金」と併用可能																						
例）荒廃茶園において伐根し、発生材を粉砕し農地内にすき込む場合 消費税については、課税区分：原則課税を想定																						
<table><tr><th colspan="2">総事業費</th><th colspan="2">対象経費 (総事業費の税抜額)</th><th>補助率</th><th>補助金額（市）</th><th>補助金額（県） ※併用した場合</th></tr><tr><td colspan="2">1, 100, 000 円</td><td>再生作業</td><td>1, 000, 000 円</td><td>1/2</td><td>500, 000 円</td><td>500, 000 円</td></tr></table>						総事業費		対象経費 (総事業費の税抜額)		補助率	補助金額（市）	補助金額（県） ※併用した場合	1, 100, 000 円		再生作業	1, 000, 000 円	1/2	500, 000 円	500, 000 円			
総事業費		対象経費 (総事業費の税抜額)		補助率	補助金額（市）	補助金額（県） ※併用した場合																
1, 100, 000 円		再生作業	1, 000, 000 円	1/2	500, 000 円	500, 000 円																
例）荒廃茶園において伐根し、発生材を農地外へ運搬処分した場合。 ※農地外への運搬処分は施設補完整備に該当するため補助率 1/4 以内 消費税については、課税区分：原則課税を想定																						
<table><tr><th colspan="2">総事業費</th><th colspan="2">対象経費 (総事業費の税抜額)</th><th>補助率</th><th>補助金額（市）</th><th>補助金額（県） ※併用した場合</th></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">1, 100, 000 円</td><td>再生作業</td><td>800, 000 円</td><td>1/2 以内</td><td rowspan="2">450, 000 円</td><td rowspan="2">450, 000 円</td></tr><tr><td>施設補完整備</td><td>200, 000 円</td><td>1/4 以内</td></tr></table>						総事業費		対象経費 (総事業費の税抜額)		補助率	補助金額（市）	補助金額（県） ※併用した場合	1, 100, 000 円		再生作業	800, 000 円	1/2 以内	450, 000 円	450, 000 円	施設補完整備	200, 000 円	1/4 以内
総事業費		対象経費 (総事業費の税抜額)		補助率	補助金額（市）	補助金額（県） ※併用した場合																
1, 100, 000 円		再生作業	800, 000 円	1/2 以内	450, 000 円	450, 000 円																
		施設補完整備	200, 000 円	1/4 以内																		

新しい作物に挑戦したいときは

② 菊川市地域特産作物推進事業費補助金

【概要】 新たな地域特産作物のブランド化推進のため、対象作物（ちゃ豆、オリーブ、そら豆、いちじく、白ねぎ）の種苗購入費補助

【補助対象者】 下記①～③をすべて満たす者

- ①50a 以上農地を所有又は耕作している者
- ②菊川市内の農地で耕作をする者
- ③市税を滞納していない者

【補助率（限度額）】 種子等購入費の2分の1以内

対象品目	上限額
ちゃ豆	5万円
オリーブ	10万円
そら豆	5万円
いちじく	5万円
白ねぎ	5万円

※消費税は対象経費に含まれません

イノシシやハクビシンなどに農作物を荒らされて困っているときは

③ 菊川市有害鳥獣被害防止対策事業費補助金

【概要】 農作物への有害鳥獣（イノシシ等）の被害を防止するため、狩猟免許（わな）の取得や市内の農地に設置する有害鳥獣侵入防止柵の購入等に対する補助

【補助対象者】 下記①・②のいずれかに該当する者

- ①狩猟免許（わな）を取得しようとする者
- ②市内の農地に有害鳥獣侵入防止柵を設置しようとする者

【補助率（限度額）】

狩猟免許（わな）の取得に係る費用の2分の1以内（上限8,000円）、市内の農地に設置する有害鳥獣侵入防止柵の設置に係る費用の3分の1以内（上限50,000円）

例）狩猟免許（わな）の取得

対象経費	金額 (か低い方)
5,200円	0円

※消費税は

令和7年度は予算額に達したため
申請受付を終了しました。

例）有害鳥獣侵入防止柵の設置

対象経費 A	補助率 B(A×1/3) (1,000円以下切り捨て)	補助限度額 C	補助金額 (B・Cいずれか低い方)
35,000円	11,000円	50,000円	11,000円

※消費税は対象経費に含まれません

ジャンボタニシの被害に困っているときは

④ 菊川市農作物危害生物駆除事業費補助金

【概要】 農作物危害生物（スクミリンゴガイ）による水稻の被害等を防止するため、水稻生産者に対する、農作物危害生物防除薬剤の購入費補助

【補助対象者】 下記①～④をすべて満たす者

- ①市内の農地で水稻生産を行う者
- ②申請年度の4月1日から7月31日までに
農作物危害生物防除薬剤を購入した者
- ③申請年度の4月1日から7月31日までに
市内の農地に農作物危害生物防除薬剤を散布した者
- ④市税を滞納していない者

【補助率（限度額）】 農作物危害生物防除薬剤購入費の3分の1以内（上限5万円）

例)

対象経費 A	補助率 B(A×1/3) (100円未満切り捨て)	補助限度額 C	補助金額 (B・Cいずれか低い方)
35,000円	11,600円	50,000円	11,600円

※消費税は対象経費に含まれません。

茶畑からほかの作物への転換を考えているときは。

⑤ 農地転換費用軽減支援事業費補助金 ※（R7.6月～）

【概要】 耕作する茶畑の一部を茶から補完作物に転換することによって茶業経営の安定化を図る事業を支援するため、茶樹が伐根された茶畑において、土壤改良を実施し代わりに補完作物を栽培する際、土壤改良に要する経費の補助

【補助対象者】 下記①～③をすべて満たす者

- ①50a以上農地を所有又は耕作している者
- ②菊川市内の農地で耕作をする者
- ③市税等を滞納していない者

【補助基準額（限度額）】

土壤改良に要する経費 10a当たり25,000円 上限250,000円

【対象とする農作物】

品目指定なし

茶樹が伐根された茶畑においての補完作物対象

例) 20aで農地転換事業を行う場合

対象経費 A	補助限度額 B 事業面積1a当たり 2,500円を乗じた額	補助上限額 C	補助金額 (A・B・Cいずれか低い額)
100,000円	(20a×2,500円) 50,000円	250,000円	50,000円

※消費税は対象経費に含まれません